

事 務 連 絡

平成23年3月18日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

振 興 課

老人保健課

東北地方太平洋沖地震に伴う介護サービス事業所の
人員基準等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」（平成23年3月11日付け事務連絡）において、柔軟な対応をお願いしているところです。

今般の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴い、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し人員基準を満たすことができなくなる場合があります。この場合についても、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては柔軟な取扱を可能としますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いします。